

公益社団法人 とちぎ環境・みどり推進機構
森林・山村多面的機能発揮対策交付金交付要領

第1 通則

公益社団法人とちぎ環境・みどり推進機構（以下「機構」という。）が行う森林・山村多面的機能発揮対策交付金（以下「交付金」という。）は、森林・山村多面的機能発揮対策交付金交付等要綱（平成25年5月16日25林整森第60号農林水産事務次官依命通知、以下「交付要綱」という。）、森林・山村多面的機能発揮対策実施要領（平成25年5月16日25林整森第74号林野庁長官通知、以下「実施要領」という。）、森林・山村多面的機能発揮対策事業交付金交付要領（平成29年4月14日付け自環第58号環境森林部長通知。以下「県交付要領」という。）、森林・山村多面的機能発揮対策事業実施要領（平成29年4月14日付け自環第58号環境森林部長通知。以下「県実施要領」という。）、森林・山村多面的機能発揮対策事業実施要領の運用について（平成29年4月14日付け自環第60号環境森林部長通知）並びに公益社団法人とちぎ環境・みどり推進機構森林・山村多面的機能発揮対策交付金実施要領（平成25年8月1日施行）。以下「機構実施要領」という。）及び県内関係市町森林・山村多面的機能発揮対策交付要領等（以下「市町交付要領等」という。）に基づくほか、本要領の定めるところによる。

第2 採択通知

公益社団法人とちぎ環境・みどり推進機構理事長（以下「機構理事長」という。）は、交付要綱第8の規定に基づく農林水産大臣からの交付決定並びに県交付要領、市町交付要領等に基づく県、市町から交付決定を受けた後、その決定額に応じ、機構実施要領第3の2により交付金を交付することが適当と認められる各活動組織（以下「活動組織」という。）に対し、農林水産大臣並びに県、市町から交付決定された交付金の範囲内において別紙様式1（実施要領様式第13号）により交付金交付の採択を通知する。

第3 交付金採択決定前着手届

機構理事長から当該年度の採択通知（交付金交付決定）を受ける前に、活動の円滑な実施を図る必要がある場合、活動組織の代表者は、別紙様式3（実施要領様式第15号）の別記条件を理解のうえ、交付金採択決定前着手届を機構理事長に提出することができる。

2 本届を受理した機構理事長は、交付金交付採択決定前着手予定日が適当と認められた場合、当該活動組織の代表者に、別紙様式4により着手予定日について通知する。

第4 交付金の交付

第2の採択通知を受けた活動組織の代表者は、機構理事長に別紙様式2（実施要領別記様式第1号）により、交付金の交付請求を行うことができる。なお、交付金請求額は、採択通知書に記載された交付金交付回ごとの交付額の範囲内とする。

2 機構は、活動組織から上記の請求があった場合は、その内容を審査し適正と認める場合

は、速やかに活動組織に交付金を交付するとともに、別紙様式5（実施要領別記様式第2号）により通知するものとする。

第5 交付金の対象範囲

交付金については、活動組織が実施要領（別紙3）第5の3に定められた活動計画を実施するために必要な経費について、支援の対象とする。

第6 採択内容の変更

活動組織の代表者は、採択通知を受けた内容について、次に定める事項に変更が生じた場合は、実施要領（別紙3）第5の6の規定によらず、ただちに機構理事長に別紙様式6（実施要領別記様式第14号）により報告し、その後の対応について指示を受けるものとする。

- (1) 交付決定内容の新設、中止又は廃止
- (2) 対象森林面積の変更
- (3) 活動回数に応じた単価が設定されている活動内容については、活動回数の変更
- (4) 第2により採択された交付金総額の30%を超える減額

2 機構理事長は、前項の報告を受けた場合において、その内容が実施要領（別紙3）第5の6の(1)～(5)に規定する事項以外の内容であって、第2に規定する採択通知の内容に変更が生じる場合は、その内容について審査の上必要に応じ採択の変更を行うものとする。

3 機構理事長は、前項の採択の変更を行った場合は、当該活動組織に別紙様式7（実施要領別記様式第13号）により通知するものとする。

第7 交付金の返還

第2により採択決定をうけた活動組織が活動等を実施するに当たり、実施要領または県実施要領に基づく協定及び活動計画に定められた事項が遵守されていない場合等には、機構理事長は、期日を定めて、是正又は当該活動組織に対して交付した交付金の全部又は一部について、返還を求めるものとする。

また、活動計画の期間中に、対象森林面積が転用により減少した場合、機構理事長は活動組織に対する交付額のうち当該対象森林に相当する交付金を活動開始年度に遡って返還することを求めるものとする。

2 前項により交付金の返還を求める場合、機構理事長は、活動組織への交付金の交付を停止し、交付金の返還を求める理由、返還の額及び返還の期日を記載した書面を当該活動組織の代表者に送付しなければならない。

3 交付金の返還を求められた活動組織は、前項の期日までに求められた額を、機構に返還しなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、活動組織の代表者は、機構理事長に対し、期日の延長を求めることができる。この措置を求める場合には、活動組織の代表者は、期日までに返還できない理由を記載した書面を返還の期日の前日までに、

機構理事長に提出しなければならない。

- 4 機構理事長は、前項の期日の延長を求められた場合には、その理由が真にやむを得ない事情であると認められるときにあってはこれを認め、改めて、返還の期日を記載した書面を活動組織の代表者に送付するものとし、真にやむを得ない事情であると認められないときにあっては、その旨を活動組織の代表者に通知しなければならない。
- 5 機構理事長からの交付金の返還請求に基づき、活動組織から交付金の返還があった場合、機構理事長は、活動組織の代表者の交付金に係る活動の再開に係る意思を確認し、第4の手続きを経た後、交付金の交付を再開するものとする。
- 6 第1項において、自然災害等やむを得ない理由が認められる場合は、交付金の返還を免除することとする。

第8 状況報告

活動組織の代表者は、当該年度の12月31日時点での活動状況等について、別紙様式8（実施要領別記様式第4号）により1月10日までに、機構理事長に報告するものとする。

第9 実施状況の報告

実施要領別紙3第5の8に規定する実施状況の報告について、活動組織の代表者は、当該年度の取組及び交付金の精算が完了したときは、すみやかに、機構理事長に行うものとする。

第10 事業完了に伴う交付金の請求

実施要領（別紙3）第3第5の9（2）に規定する確認結果の通知を受け取った活動組織の代表者は、未受領の交付金がある場合は、別紙様式2（実施要領別記様式第1号）に確認通知書の写しを添えて、交付金の交付請求を行うことができる。

- 2 機構理事長は、活動組織から前項の請求があった場合は、その内容を審査し適正と認める場合は、速やかに活動組織に交付金を交付するとともに、別紙様式5（実施要領別記様式第2号）により通知するものとする。

第11 交付金の確定

機構理事長は、農林水産大臣から本対策の交付金の確定を受けた場合は、速やかに各活動組織の代表者に、別紙様式9により、交付金の額の確定を通知する。

第12 事業期間

本対策の事業期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とする。

附 則

本要領は、平成25年8月1日から施行する。

本要領は、平成26年4月17日から施行する。

本要領は、平成27年4月15日から施行する。

本要領は、平成28年4月1日から施行する。

本要領は、平成29年4月14日から施行する。

本要領は、令和元年6月5日から施行する。

本要領は、令和3年度分の交付金から適用する。

本要領は、令和4年度分の交付金から適用する。